

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第11条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定により警察庁と防衛省との間で締結された「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」第7条に基づく対象防衛関係施設管理者との取決めについて

令和7年3月28日備一第121号

警備部長から警備部内所属長及び対応する警察署長宛て

【概要】

本通達は、本年3月24日、海上自衛隊の組織改編により、既に取り決めに交わしている海上自衛隊大湊地方総監部、海上自衛隊樺山送信所、海上自衛隊近川受信所、海上自衛隊大湊造修補給所芦崎貯油所、海上自衛隊大湊弾薬整備補給所及び海上自衛隊芦崎訓練場に係る取決めについて見直しを図る必要が生じたことから、同法第11条第3項の規定により読み替えられた同項ただし書の規定により警察庁と防衛省との間で締結された「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協定」第7条に基づき、警備第一課長と上記6施設の対象防衛関係施設管理者との間において、同協定を実施するための連絡手段等について別添のとおり改めて取決めを行ったことを関係所属へ通知するもの。

別 表

No.	指定施設	告示日 (指定日)	取決め日
1	海上自衛隊大湊地区総監部	令和元年6月13日	令和7年3月24日
2	海上自衛隊大湊航空基地	令和元年9月26日	令和元年10月23日
3	海上自衛隊八戸航空基地	令和元年9月26日	令和元年11月11日
4	航空自衛隊三沢基地	令和2年8月7日	令和2年9月4日
5	陸上自衛隊青森駐屯地	令和3年8月6日	令和3年9月2日
6	航空自衛隊大湊分屯基地	令和3年8月6日	令和3年9月1日
7	海上自衛隊下北海洋観測所	令和3年12月20日	令和3年12月30日
8	海上自衛隊竜飛警備所	令和3年12月20日	令和3年12月30日
9	海上自衛隊樺山送信所	令和3年12月20日	令和7年3月24日
10	海上自衛隊近川受信所	令和3年12月20日	令和7年3月24日
11	航空自衛隊車力分屯基地	令和3年12月20日	令和4年1月21日
12	海上自衛隊 大湊弾薬整備補給所	令和4年8月10日	令和7年3月24日
13	海上自衛隊 大湊造修補給所芦崎貯油所	令和4年8月10日	令和7年3月24日
14	航空自衛隊東北町分屯基地	令和4年8月10日	令和4年8月22日

15	陸上自衛隊弘前駐屯地	令和5年1月20日	令和5年1月26日
16	陸上自衛隊八戸駐屯地	令和5年1月20日	令和5年1月26日
17	海上自衛隊芦崎訓練場	令和5年9月26日	令和7年3月24日
18	航空自衛隊 三沢基地四川目訓練場	令和5年9月26日	令和5年10月6日